

第7回協働支援会議

平成18年2月10日午後2時00分開会

区役所本庁6階第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤委員、小原委員、芦沢委員

事務局（新宿区 林地調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木主事）

久塚座長 それでは協働支援会議を開催します。定足数は足りていますので。

最初に、もう2月に入ってしまいましたけれども、年を改めて初めてなので、今年もよろしくをお願いします。

いよいよ第7回で、今日は2つの文書案が出ています。いよいよ来年度からいろいろなことが動き出しますので、それに向けての今日は要綱だとか様式まで含めた議論になるまとめのところですが、事務局に頑張ってもらって、かなり作業してもらいました。それから、各委員からご意見をいただいて、各委員といっても今回はすこし少なかったですけども、それをもとに、今日は議事が幾つかあります。

それで、私のあいさつの後ということで、同じように年が明けたということですが、課長さんからごあいさつをお願いいたします。

事務局（林課長） こんにちは。地域調整課長の林でございます。

今回で第7回ということで、予定より1回多い協働支援会議の開催になりますが、ご熱心にご討議いただきありがとうございます。特に、今回、協働事業の提案制度、それと評価制度の導入で報告書を区長に提出いただくということになります。それで私どもの事務方といたしましては、来週中に区長には今の流れについては説明をするため、ヒアリングする日程等を持っておりますので、今日の議論の中で、さらに深まった報告書になればというふうに思っております。

それで、ご心配をおかけしておりましたが、協働推進基金の寄付金のほうも、今1月末時点で172万円ぐらい集まりました。これは寺尾を初め事務方のほうでPR活動等をいたしましたので、18年度は約200万円規模のものとしてできますし、19年度も、ある程度の目安が立ってきたのかなということで、さらに事務方といたしましては、寄付等をしていただけるような努力をしていきたいというふうに思いますが、私としても、18年度、19年度と17年度と同規模のものができるといこと、ホッとしているところでございます。

今後ともどうぞよろしくお願いします。

久塚座長 どうもありがとうございます。

続いて、議事ですけれども、大きくは4つで、先ほど課長さんから紹介がありましたその提案制度、それから評価制度の導入、そして来年度の会議ということになります。まずは事務局から、協働事業提案制度導入について報告書の検討ということでご説明させていただきます。

事務局 それでは事務局から、配付資料並びに協働事業提案制度導入についての資料について、ご説明させていただきます。

まず、本日の配付資料のほうをご確認いただきたいのですが、資料1「報告書 - 新宿区協働事業提案制度の導入について - 」。それから、資料2「新宿区協働事業提案制度実施要綱」。資料3、一番表紙に「平成18年度NPOからの協働事業提案書」という表題になっている様式。それから資料4の同じく報告書で、「報告書 - 協働事業制度の導入について - 」。それから資料5「協働事業チェックシート」一式。それから、資料6「平成18年度協働支援会議開催予定」について。最後にA4、1枚になりますけれども、「協働事業提案制度について」ということで、鈴木委員のほうからご提出いただいた意見書がございます。

それと、もう1つ、資料の一覧には入れておりませんが、私どもの区政情報課のほうで、区民意識調査のアンケートの取りまとめができましたので、要約版になっておりますけれども、本日皆様のお手元に参考資料としてお配りさせていただいております。

資料については、以上です。

もしないものがございましたら、事務局のほうにおっしゃっていただければ、ご用意していますので。

皆様、資料のほうはございますか。

それでは、まず初めに、資料1から3まで、協働事業提案制度導入についての報告書、以下資料についてのご説明をさせていただきます。

新宿区協働事業提案制度の導入についてということで、以前、皆様方にメールにてお送りさせていただいたものと同じ資料になっております。こちら、導入についての大きく、今までの会議の中のものと、変更した点がございます。資料1の、主に提案制度事務フロー、4ページ目になりますけれども、こちらのほうのスケジュールのほうを大きく見直しをさせていただいております。4ページにはちょっと誤植がございまして、右側の上段の文章のほうの2段目になりますけれども、「市民活動団体団体」と、「団体」が2つ続いていますので、そちらのほうを修正しておいてください。

大きく変更した点について、私のほうからご説明させていただきますが、まず事業提案の募集時期、当初、4月下旬という予定を皆様のほうにお配りしていましたが、この支援会議を中心に審査を担うということを予定しておりますので、もう一つ、昨年度から実施している協働推進基金の流れ、そちらのほうと並行して、こちらの事業提案制度の審査も行うということになることから、タイムスケジュールが競合しないように、少しずつ、ずらすような形でスケジュールのほうを引き直させていただいております。

まず、提案の募集については、6月の1カ月間を募集期間というふうに考えています。それから一次書類審査を7月下旬、それと一次書類審査ですが、当初書面上の様式審査のみというふうにご説明させていただいておりましたけれども、その書類選考に当たっては、支援会議で選考する、実際に内容についての書類審査を行うという形に変更させていただきました。それから担当部署意見書作成につきましては、8月から9月、それから二次公開プレゼンテーションにつきましては、9月下旬、詳細協議が10月から11月、一応選考結果につきましては、この支援会議から区長に報告という形をとらせていただきたいというふうに考えています。報告時期につきましては、11月下旬。最終選考結果発表については、翌年の2月、これは予算の内示等の確定した後に発表したほうがいいたろうということで、翌年2月ということにさせていただきました。事業の実施期間につきましては、当初の案どおり、翌年の4月から翌々年の3月の1年間というふうにさせていただいております。

資料1のほうで、今までの考え方と大きく変えた点につきましては、こちらになります。

それから、続きまして資料2「協働事業提案制度実施要綱(案)」ですが、一応今までの委員の方々の意見をもとにしまして、一応私のほうで要綱案をつくらせていただきました。この中身については、本日も審議いただかなければならないことがあります。基本的には今まで決定されてきた事項に基づいてこちらの要綱案を作成させていただいております。

若干の経費負担の部分については、鈴木委員のほうから出されている意見等も踏まえまして、本日の審議内容とさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、資料3、主にこちらの様式については、申請時に必要とする様式のみ本日も提示させていただいております。それ以外にも報告書とか各様式が、必要なものが出てくるわけですが、その他の様式につきましては、最終的には来年度、平成18年度の第1回協働支援会議の中で、事務局から案を提示させていただいて、最終的にご審議いただいで確定していきたいと考えております。

一応お手元のほうに出させていただいたのは、申請受付時に必要書類の様式であるということで、ご提示させていただいております。こちらのほうも、後ほど鈴木委員のほうから項目についてのご意見がございますので、そこもあわせてご審議いただければというふうに思っております。

資料説明について、事務局からは以上です。

久塚座長 資料3までですが、まず、資料1のスケジュールが変更されているということ、それから7月下旬の、一次書類選考については支援会議の審査という形をとるということ、その2点については、よろしいでしょうか。

いいですね。

では、具体的な中身に入りますけれども、鈴木委員からご意見をいただきまして、非常に貴重な意見ですが、最後にA4、1枚でそのようなことです。まず、提案者からの応募資格、それから提案できる対象事業、それから様式2、要綱(案)ということについて、鈴木さんからまずご質問のというかご意見をいただいておりますので、鈴木委員お願いします。

鈴木委員 意見を別紙のように書かせていただきました。

提案の応募資格は、これでいうところの資料1の5ページ目の部分だと思いますが、恐らく募集をされるに当たって、この応募のガイドといいたいまいしょうか、手引きといいたいまいしょうか、そういうものはつくられると思うんですけれども、そこで明らかにわかるように、こういったものが箇条書きに列記されていたらいいのかなというようなことで、ここを読ませていただきました。

ここでの1から8に書いてあること、それにプラスして、区外のNPOも応募可能であることを記載したらいいのではないかと思った点と、複数のNPOによる共同提案とかいうのも、もしそれも可能とするのであれば、可能と書いてもいいのではないかと思いました。これは前回の会議で小原委員がそういった意見もおっしゃっていたかなと思ったので、1団体ではできなくても、2団体ぐらい集まって一緒にこういうことをやってみようよと、こういうようなのも、可能としておけば、それでちょっと可能性が広がったりということがあるのかなと思ひまして、書かせていただきました。

次に、提案できる対象事業、その下の枠のところですが、これが多分ガイダンスの一番頭の前書きのところでも書かれるとは思いますが、募集する事業についてテーマを設けていないということに記載していただいて、応募しやすいようにわかりやすい形で書

いていただいたらよいのではと思いました。

その内容というのは具体的に新宿区が抱えている課題、区行政が抱えている課題だけとは限らないで、NPOの皆さんが抱えている新宿区の課題でもあるようなものを提案していただいて、その解決のために区行政と協働して取り組むことが必要な事業というのものをぜひ提案してくださいというふうにも書いたらいかがかなと思った点です。

続けて、いいですか。

久塚座長 そこまでで一たん止めましょうか。

様式の前のところまでですけれども、要綱にもかかわってくることで、事務局のほうから対応の仕方がありますか。

事務局 鈴木委員からご意見いただきまして、これにつきましては、前段提案者の応募資格につきましては、この支援会議の中でもこの部分については、合意形成が図れている部分です。一応、こちらのほうにつきましては、さっき鈴木委員もお話ししていただきましたけれども、募集要領の中で、この部分については明記していきたいというふうに思っています。ですから、ここに書かれているその区外のNPOも応募可能ということ、それから複数のNPOが共同して提案することも可能ということにつきましては、その募集要領の中で明記させていただきたいというふうに考えています。

続きまして、提案できる対象事業ですけれども、こちらにつきましては、要綱でいいますと、第5条のところ、(提案事業の公募の内容)というところで、規定しております。一応、要綱の条文上では、提案事業は「NPOの自由な発想による事業」と、それから「区からの課題に対して提起する事業」、この2本立てにさせていただくことで、この支援会議の中での合意が図られている部分です。

区からの課題につきましては、私どものほうで各事業課のほうに、どういう課題をテーマとするかについて応募をかけまして、その中で挙げられたものについてテーマ設定をさせていただく、これが区からのテーマを提起した事業ということになります。

もう1点のほうは、こちらの鈴木委員が書かれているとおり、テーマを設けないものとしましては、区行政が抱えている課題、区から提起されている課題だけではなくて、NPO等そういった団体が自ら新宿区の課題ととらえている部分、そういったものも広く公募できますよという形で、こちらのほうも要領のほうで詳しく明記させていただいて、また、その内容につきましては、説明会等も実施する中で、応募される方々に周知していきたいと考えております。

以上です。

久塚座長 1点目も2点目も要綱というよりは、むしろ募集の段階で狭く規制がかかっているような見え方をしないような記載をしたほうがいいだろうという、NPOが自分で遠慮してしまうとか、最初から募集というか、チャレンジしてこないような見え方がないようにという趣旨が大きいので、事務局はその募集要領の中でその1番目のものを、2番目のものも、これは2番目のものについては、要綱の5条関係ですけれども、特に設けないというようなところまで書けそうですか。それとも2つ、やはりこだわって要領というのは。

事務局 その募集要領の中でその2つのテーマのとらえ方があるということを明確にしていきたいというふうに思います。募集要領をつくる時には、それぞれの各事業課から、区から提案する公募事業はこういうものだということを詳しく明記して、その説明も、できれば説明会のときにその担当部署が来られた方に説明していただくというような形をとっていきたいというふうに考えています。

また、テーマを設定しないものにつきましては、その趣旨を十分わかるような形で要領に明記していきたいというふうに考えています。こちらの募集要領、要綱、それから各号様式につきましては、18年度の第1回支援会議のときに事務局でつくったものを改めて各委員に提示させていただいて、そこで最終決定をしていきたいというふうに考えています。

久塚座長 第1回というのは、ちょっと気が早いのですが、4月以降のことですが、いろいろなことが起き出すときに、そこでセットになっているいろいろなものが出てくる、そこでもう一度議論する機会があるという説明ですけれども、それで鈴木委員よろしいですか。

鈴木委員 はい。

宇都木委員 自由という意味は、例えば今年度は区がこういうテーマで募集しますと、そのほかのことは、この範囲で募集しますと、ある程度限定するじゃないの？ しないの？

事務局 あくまでも、区側から限定するのはテーマ設定型の公募の部分というふうに考えています。それ以外の部分については、広く新宿が抱えている地域課題を解決するものであるというところで募集をかけると、そういうふうに考えています。

宇都木委員 何でそう言うかということ、それは審査がえらい大変だよ。要するに、全部、今年度はこういうものの中で、福祉なら福祉のところは、高齢者福祉について何かこういう範囲でお願いしますと。だけど、ほかは自由の項目は自由、これ以外のやつは福祉とい

う枠の中で、それ以外のことは自由でやったらいい、ただし大枠はありますというふうにするのと、全く無条件で思いついたやつは何でも出してくださいということになるのかどうかというのは……。

久塚座長 そういっても提案できる対象事業というのが抽象的だけれども、1から7までありますよね。こういう形で公益的何とかという。

宇都木委員 これは要するに、いってみれば、みんなということなのだ。

久塚座長 網羅的に出ているのですが、前回の議論まで踏まえますと、2転3転、紆余曲折があって、ある程度縛りをつけるというふうに議論が行きかけたときもあって、そうではなくて、それはもうたくさん出てくるけど、審査委員会でどうにか趣旨に合わせてさばこうよという意見を少し揺れていたのがあって……。大変だということですよ。

宇都木委員 両方大変だと思うがなあ、事務局も審査会も。

久塚座長 大変なことをやるのは、終わりに出てきますけれども、継続して委員をお願いしたいというようなこともあるようなので、私たちがまず、やるということで…。

宇都木委員 それは……。

久塚座長 やはり何かを設定するという意見ですか。

宇都木委員 できるだけ制限しないほうがいいに決まっています。

久塚座長 理念的には。

宇都木委員 だけど、やはり何か僕は心配だなと。

久塚座長 ええ、私も自分が一個人というか、一区民であれば、制限しないほうがいいという立場に強く立って、オープンにするようにという意見を持ちますけど、自分たちがじゃあ仕事をしなければいけないというと、どうしても内向きになってしまわざるを得ないので、これはもう開くしかないでしょう。

伊藤委員 この二本立てで行くのは間違いないですけども、まずは、その範囲の問題はある。あとは、これを最初選考するとき、片方に偏ってしまったりすると、どっちかの問題が出てきそうな気がするのね。出てきたのが区ばかりだと、いい意見が出てきて選ばれているならいいけれども、区のほうもある程度あるだろうし、やらなきゃいけないこともあるから、そこに出てきているものは取り入れていく。みんなから出てきた自由課題において、いっぱい出てきたけれども、そんなに煮詰まっていけないようなものがあったときに、それを枠決めするんじゃないけど、何か選んだときに大変な気がするような気がしないでもないんだけどねえ。

久塚座長 開けてみないとわからない。

宇都木委員 やって見ますか、じゃあ。

2つの縛りがあることはあって、お金が1つあるでしょう、総額が。だから、いいとか悪いとか言っても、制約があるのだね。だけど、僕が一番心配しているのは、市民参加・協働ということにとって、どっちが市民は参加しやすいかという意味で考えると、ある程度範囲というのを見えていたほうが、やりやすいのかなという気もしないでもない。でも好き勝手にやっごらんさいというのは、あそこでどこが安い、何が安いとかという話から、本当に大変な数が、いろいろなのが出てくると思うので、それは決して制限することがいいことじゃないのだけれど、何かある程度のことにしておかないと。大変というのではなくて、やろうとしていることの趣旨が、果たしてどうかという。

久塚座長 広報だとか説明会だとか、あるいはNPO同士のネットワークの中で、少しずつ主体性というか、きっちりした仕組みのものだとか、応募するやり方だとか、考えてもらわなければいけないということになってくるのでしょうか。

出てきたら大変だということだけで、ただ単にそれを審査して結論を出すだけではなくて、実はその制度が動き出したときには、そういう課題が出てくるとするならば、今度は協働支援会議の中でそれをどうするのかという、新たな課題が同時に出てくるのだらうと。その意味では最初からある程度ルールを引いたほうがいいだらうけど、なしでバランスが悪くても進むしかないのかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

芦沢委員 そうですね、今の流れの中で、1つちょっと私も気になっていたのが、例えばその自由な発想で出てきたものを、これはいいねとここである程度決めたときに、今度、その後の段階なのですが、行政側のどこのどういう部署と、どういうところが協働するのかということは、全然この支援会議の中では気にしなくていいのでしょうか。

久塚座長 今までの流れを説明して。

芦沢委員 何回か休んでいたのですが、お話は出ていたのかもしれないのですが。

事務局 一応、提案された内容につきましては、事務局で関係あると思われそうな各事業課にはすべて流します。それで、その事業課とその提案された内容につきましては、当然意見交換をやっていただいて、ある程度その事業課のほうでシートを作成していただくということで、以前配付した資料の中でお示しさせていただいていますが。

芦沢委員 それはある程度見えるんですけども、そのときにどんなものが出てくるかわからないので、今から心配してもしょうがないことなのかもしれませんが、何か関連し

そうだというものがある程度あればいいと思うんですが、本当に新たなというか、あまり今まで考えてもみなかったような発想のいいものが出てきたときに、それから考えるというなら、それはそれでいいんですが。そういう意味でも何か、今、新宿区として、一番課題に思っていることとか、そういったものを大まかでも、やはりこれとこれみたいなというような、例示みたいな形で構わないと思うのですが、そういうものもありますよね、区で掲げている4つの課題というものが、行政側で策定していますいろいろな計画の中で、挙げている課題みたいなものぐらいいは、今、新宿区はこんなことを課題で持っていますみたいなところは挙げてもいいのかなという気がします。

久塚座長 例示くらいですよ。だから、制限的な列挙に見えないようにしなければいけないということが非常に重要だと思うのですね。

芦沢委員 そうですね。それはもちろんそうだと思うのですよね。

久塚座長 だから、その幾つか挙げたときに、そこに非常に光がそこだけに当たらないようなことができるのであればということですが、それは募集にかかるさまざまなことについての議論の段階で、実際にどうしようかという話ですかね。それから、芦沢さんがおっしゃったように、1カ所のそのセクションだけで対応できるようなものではないのが、多分たくさん出てくると思うのです。そうすると、Aというところでうちじゃないよと、Bというところでうちじゃないよと。ところが区民の側から見ると、AとBとCと一緒にやってくれたらうまく行きそうなことを提案していると、この委員会なり事務局なりは、かなり力を入れて、リーダーシップをとって、区の行政とマッチさせるような仕組みをつくっていかないと、これは提案がよくても動かないですよ。予算化も非常に難しいことになりますので。

いや、そこらはやはり事務局と私たちの仕事の一定の部分を占めるのじゃないでしょうか。私たちがある程度の事柄を説明するなり、そして事務局と一緒に実現していく。そういうことですよ。

鈴木委員 まさに恐らくそのNPOの担当されている部署と、この会議の役割を担っていかないと、協働が始まったものの、区側もNPO側も何か不満を心の中に持ちながら、何か終わっちゃったとなっちゃうと、それはそれですごくもったいないので。やはりお互いに二者だけで話してもらおうというよりは、この前もありましたけれども、こういうところに出てきていただいてとか、もっとむしろオープンにしてしまって、行政と協働でこういうのをやったのですよと。オープンなイベントの場でNPOの方から見て、こういうの

をやって、協働をして、こういうところはよかったけど、こういうところがもうだめだったって、本当にざっくばらんに言ってしまおうとか。区側も、実はNPOにこういうことを期待していたけど、これができてないのが不満だとかは言ってもらったほうが、その後いいかもしれないですし、その後の発展のためにちょっとつなげる仕組みというのはあったらいいと思います。

久塚座長 どうぞ。

宇都木委員 後でいいのですが、区民は提案か要求か、多分区別がつかないで、要求がかなり出てくると思うのです。僕らもそれが提案なのか要求なのかというのは、なかなか判断しにくいと思うけど、例えば地域社会で起きている問題を解決するためにこういう手法をとって、こういう活動をすれば、問題は解決するよという筋道がちゃんと書かれてくる提案と、そうではなくて、何かつくれとか、そういうのというのは比較的、要望として区別してもなかなかわからないのではないかなと思うんですよね。良いまちにするには、ここには火葬場があったほうがいいと思っている人がいるかもしれないし、それを嫌だという人もいるかもしれないですよ。そういう話ですよ、実際は。そういう話ではないということ、やはりある程度範囲を見えるようにしたほうがいいのではないのかなという気もするのだけど、私の心配し過ぎならいいのですけど。

久塚座長 単純な提案というのは、本人たちの提案というか、その要求は、自分たちで何をするかというのは、なかなか見えてこないから、それ審査の段階でかなりさばけるだろうと思いますが。中間のグレーなものが出てきたときに、多分首を傾げながら悩むのだろうなと思いますけど。

宇都木委員 後で審査の仕方でもいいのでしょうか、審査するときも事前にかなり、第一次審査で担当部局と話をするでしょうから、ここで、撥ねられてしまうことがたくさん出てきますよね。こんな要求なんか無いというものが、かなり出てくるでしょう。だから、そういうものでいいのかというものもある。だから、後でやればいい。一回、提案があったらそれ見せてもらって、どうするかというのは少しもう一回議論したほうがいいと思いますね。区分けの仕方何事も、せっかくやったやつが芽を摘むみたいな、ふたをしてしまうようになってしまっってはね。難しいには難しい。制限しなければ余計に難しい。

伊藤委員 下手すると、その人が書いたり出した人は、私はこう思って書いたけど、こっちから見ると、それが伝わらないという部分もあります。ここが1つ、言葉が抜けていたので、要望みたいになってしまったとか、そこら辺を一律に全部排除してしまうと、大

変な気もするが。

久塚座長 だから、基金のプレゼンテーションもそうですけれども、あれは数が限られていますけど、そんなに広げることをしなくても、そういうプレゼンテーションの中でうまく審査できるように、そのスケジュール表を見ると、プレゼンテーション、土曜とか日曜にしようという案が出ていますので、今までのようにお昼ぐらいから5時までではなくて、一日みっちりというぐらいの事柄が、来年度の予定に入っているのですよね。9月ですかね。

事務局 一応9月下旬を、こちらの事業提案のほうのプレゼンテーションは考えています。

久塚座長 事務局は、かなり覚悟をしたみたいですから、事務局原案が枠を広げようというところまでこの委員会で押しちゃったわけだから、委員会が枠設けるといのはやめませんか。事務局はいいと言っているのだから。事務局は、本当は枠をつくって募集したほうが楽ですよええ。

事務局 当然、区が抱えている課題なりを出して、その枠内というものも当然考えられるのですが、やはりNPO等のその専門的な先駆的なそういう新しい発想というものを取り込もうとした場合に、そこで枠を設けてしまうのはいかがなものかと感じています。

私のほうとしては、申請書の様式が結構大きなポイントになるのではないかと考えています。どの様式でどういう項目を書かせるかで、おのずと応募する側として何を求められているのかというものがそこに見えてくるのではないかと考えています。ですから、その様式の項目とか、募集要領などについては、これから少し時間をかけながら検討していき、最終的には第1回の支援会議で諮って、その内容については確定していきたいと思っています。様式などについては、いろいろ工夫なり、配慮というものが必要になってくるのではないかと考えています。

宇都木委員 いや、別に広く表記をすることは反対しているわけではないですよ。

久塚座長 わかっています。

宇都木委員 できるだけ広く、アイデアも含めて、いっぱいやったほうがいいに決まっているので。だけど、後の処理を考えると、いかがなものかなと思うから、提案させた人ががっかりさせちゃったらかわいそうじゃないですか。

久塚座長 だから、一緒にやりましょうという決意表明だと思いますけどね。大変なことばかりですが。

事務局 他の自治体でもこのような仕組みをつくってやっているところが数多くありますが、比較的そのテーマ設定をしているほうが少ない。他区の状況としては、テーマ設定しているほうは少ないというふうに見受けられます。

確かに担当者の話を聞きますと、本当にいろいろな提案があるそうです。ただし、おのずと書類の内容を見たときに精査されていって、最終的に残っていくものはそういった単なる要望など、そういったものは当然一次選考の中ではじかれていきますので、最終的に残った事例を見ますと、さほど心配しなくてもいいのではないかと思います。希望的な観測も入っているかもしれませんが、事務局としてはそのように思っています。

久塚座長 では、その点は原案にあるように、2つの枠で一方のほうの自由提案型というものについては、広くテーマを制限しない形でまずは募集して、審査の段階でいろいろなことが起こってくると思いますから、そこで私たちはどう審査で受けるかとか、次の委員の方がどうできるかという話になっていきますので。その関係で言うと、事務局が先ほど説明しました資料3との関係で、鈴木委員から、応募申請様式第2号様式などについて、文書にあるようなご意見が出ていますので、鈴木委員、説明してもらってよろしいですか。

鈴木委員 皆様のご心配の件で、もう1点だけ加えさせてください。

応募要領をつくられるときに、他の自治体の事例で単なる要望というか、要求というのは受け付けませんとか書かれているものがありました。列記していただくときに、それを箇条書きで1つ加えて書くなどして、工夫としていただければいいのではないかと思います。

それで、第2号様式ですけれども、審査の基準、それぞれの様式と見比べて、私たちか、私たちではないだれかが、来年度審査されるわけだと思うんですが、この審査基準を見て応募されるので、この審査基準に基づいて、私たちは審査をするわけなので、この審査基準がちゃんと読み取れるように書いておいてもらえないと、宇都木さんがさっきからおっしゃっているように審査が難しいということになるので、寺尾さんがすごくご認識されているように申請書をしっかりつくるのが難しいことなので、これをちゃんとつくらないといいい提案も出てこないし、これ次第で、この事業の成功か失敗かというのが決まるだろうなと思っています。

基準と見比べていて、何だかよくわからなくなる箇所があったのですけれども、この第2号様式、資料3の裏側についている事業提案企画書の部分、最初の団体名とか名称というのを書いてもらうのはもちろんですが、目的のところ、これは皆さんのところで審査

基準があるんでしたっけ。審査基準はどこについていましたか。

事務局 資料2の最終ページに別表で載っております。

鈴木委員 資料2の最後と左と見比べていたのですが、実はここが一番上の審査基準にある地域課題・社会的課題、これは目的で書いてもらうのかなとは思ったんですが、その下の課題解決の手法・形態、ここがその下の提案事業の内容と実施方法で読み取ることになるのかなと思いましたが、その下の役割分担、これが様式の区の役割責任分担、ここになるのかなと思って。次の事業効果を見ると、これはどこで見るのだろうと思ったのと、次の企画力、ここは審査基準のところ、企画力と書いてあって、具体的に「予算見積もりを含め適正な事業計画となっているか」と書いてあるので、何か予算さえしっかりしていれば、企画力があるかのような、何かちょっと不思議な感覚を覚えたので。予算であれば予算書で見られると思うので、少し違うことを書いたほうがいいのではないかと思います

そして、次の評価基準の実現性はどこで見るのでしょうか。そして、実施能力は恐らく様式の最後、NPOの企画検討能力・遂行能力で見るのだろうと思い、その下の継続能力がどこで見るのだろうと思って、審査基準の項目を申請書のどこで見るのかをちゃんと読みとれるように対応してほしいと思った次第です。

久塚座長 今まだ整理中の段階でのものですが、いわゆる別表の審査の基準という要綱の中に書いているものと、応募してくる側が、申請書なり、企画書にアピールするときに、それがうまく絡んでないとよくないという指摘であると思いますが。

事務局、この点はどうなっていますか

事務局 これにつきましては、鈴木委員ご指摘のとおりで、この様式と基準とが、並行してつくっていた経緯もありまして、そのため相互関係が満たされていないということは、鈴木委員のご指摘のとおりと考えています。そのことについては、審査基準と適合するような形で、この2号様式を改定していきたいと考えています。できるだけ早い時期に様式のほうを、ここの部分については修正を加えたものをあらかじめ各委員のほうに、メール等でお送りさせていただいて、また意見をいただきたいというふうに思っていますので、ちょっと修正するまでしばらくお待ちいただきたいと思います。失礼いたしました。

久塚座長 どうぞ。

伊藤委員 今の話の中で、これを判断するとき、何をもちて判断するかというのを最初は多分予算書と企画書だと思うのですよね。そこの記述がちゃんとできているようなもの

と、今、寺尾さんが言ったように、その様式のほうとの整合性というのは、見ればわかるというような形になればよい。僕は予算書と企画書のほうが重要だと思っている。

久塚座長 よろしいですか。いずれにしても、今まだ途中の段階で、それから別表のほうの事業の実現性の中でのご意見もあったのですが、確定版じゃなくて、まだ少しありますし、企画力のところも事務局が苦労されて、「予算の見積もりを含め」みたいな形になって、そこが何かに本当に含みがあるような、ほかに思いつかなかったという話ではなくて、だから、ここをもう少し整理してもらって、この右と左が対応できるような形で作り上げていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 もう1つは、鈴木さんからご意見が出ていて、これは人件費にかかわるもので、要綱の16条の第2項の表記の仕方についてのご指摘です。

鈴木さん、どうぞ。

鈴木委員 新宿区協働事業提案制度の実施要綱(案) その16条のところで、網かけになっていて、新たに団体の人件費というのは、「対象にしないものとする」というふうになっています。この前の議論でこの協働事業提案のこの事業のプロジェクトが1件当たり200万円とか、それぐらいに聞いたような記憶があったのですが、それぐらいのプロジェクトを事業提案でやるとなると、NPOは人件費がないとちょっといい提案は出てこないのではないかなと思います。

それと、概算払いとか、そういうことも可能であるということが明記されていたほうがNPOの資金繰りというのは大変厳しいものがありますので、そういうのも書いておいたほうが、よい提案が出るきっかけになると思います。

久塚座長 ありがとうございます。

事務局のほうは、この第16条の第2項ですけれども、これは文言の工夫というか、そのような議論になるうかと思いますが、事務局のほうからちょっと説明いただけますか。

事務局 16条のその団体の人件費について、これは網かけさせていただいています。これについては、よい書き方がちょっと思い浮かばなかったもので、検討議題にしてほしいという意味で網かけしております。

その人件費については、この申請があった事業にかかわる人件費というのは、当然、対象費になるわけですけれども、ただ、その団体に属しているその1人の給料の位置づけと、それから、その事業にかかる人件費のその区分けを、要綱上どのように書いたらいいのか

と……ここで言いたいのは、その事業にかかわる人件費部分についてが助成対象の範囲になるという趣旨で書きたいと思っていたところなんですけれども、そのあたりの表現方法を少し考えなければいけないということで網掛けさせていただいております。

伊藤委員 当該事業に携わる人件費ということでしょう。

宇都木委員 それはそうだよな、団体は給与を払っているから、それを認めないといったら事業は成立しないから。

伊藤委員 当該事業にかかわる人件費。

久塚座長 だから、考え方の原則はそうで、もう1つはそのNPOとか人件費の問題というのは、その人はどうしてもそのNPOの仕事を、ついでに買い物に行くかもしれないし、NPOのグッズと当該何かのグッズと一緒に買い物に行くかもしれないというようなことをやる時に、これが判別つかないようなことがNPOの魅力でもあるし、柔軟性でもあると思うわけなんですけれども、ただ、考え方としては、当該事業の予算化の中でのその人件費、それ以上のことは言えない。使っていいですよということはさらさら言えない。

宇都木委員 でも使っていいではなくて、この事業をやるのに、ここまでは原材料です、ここからが人件費です、ここが何とか費ですとかというふうに事業計画を立てるときに、そういうふうにみんな計画書をつくるわけです。だからその範囲において、人件費がだれであろうとも、そこに勤務しているその団体に勤務している人たちであろうとも、アルバイトを頼んでやろうと同じことで、だれかに払わなければいけないのです。ただ、それは払いましょうという意味でしょう。それ以外は払いません、それを他に流用することはだめですと。そういう意味なのでしょう。

久塚座長 16条の第2項の文言は「区から負担する事業経費は、実施する協働事業に直接要する経費で、団体の人件費及び事務所の賃借料」云々と、その団体の人件費となったときの読まれ方が、そのNPO団体にいる人にお金が行くと、それを含まないということで文章はとまっているわけなんですけれども、寺尾さんが意図している、あるいは皆さん方が意図している文章にするためには、どうすればいいのかなと。どなたも反対しているわけではなくて、単に文言がうまくできていないということだろうと思いますけれども。

宇都木委員 直接要する経費のみを対象とするというだけでいいじゃないですか、それだけで。それ以外が入っていたらだめというだけの話です。

久塚座長 そこまでで、あとこれは入れないというのをわざわざ書かないほうでどうですかという。

宇都木委員 書かなくていいのではないのでしょうか。必要なものだけ書くということで。
久塚座長 では、16条の第2項はどうでしょうか。

宇都木委員 そういう書き方をしたのは、区の条例に反してだめなのだというのだったら別だけど……。

事務局 一応、ここのところに括弧書きを付記して、その辺がわかりやすいように要綱上は書くようにします。もう一つ、その予算書の書き方のところに、当然記入例等もつけていくわけですから、その中で内容についてさらにわかりやすい表記の仕方を、記入例の中でするということで、修正していきたいと思いますが。

ここでもう一つ、事務局のほうから委員のご意見を求めたいのが、その人件費の上限、例えば、1人当たり時間あたりいくらというような、条件枠が必要かどうか、その点についてご意見いただければと思いますが。

伊藤委員 全体の1事業あたりの予算というのが200～300万円で決まってきた、それで組み立てていったときに、人件費ばかりで食われれば、当該事業は成り立たないし、そういうことはあまりあり得ないから、いいのではないのかな。全体の予算の中でできれば……。

久塚座長 審査の中で、判断される事柄でもある。

伊藤委員 それが70%あって、ほかのことができますかといったら、それはできないと思うし。

宇都木委員 事実、事業によっては人件費が70%ぐらいかかる事業もあり得るということだよ。だから、それはそういう事業として認めると。つまり、事業の内容によって、人件費の割合が高かったり、原材料費の割合が高かったり、いろいろすると思う。それはそれでよいのでは、その事業をするためには、そういう構成でなければできないというのが認められればよいと思う。

久塚座長 認められればね。

宇都木委員 だから、寺尾さんが言うように、例えば講座をやるのに、久塚先生をお願いしましたと。1時間2万円でやってくださいといったら、私は2万円ではやらないよとなったら、先生に頼めないという話になる。そういうふうに、講師は2万円以上はだめといったら、それはレベルが保てる講座ができないということになるから、そういう規制の仕方はどうかと思う。だから、伊藤さんが言われるように、全体の中に占める割合が適切かどうかということで判断するしかない。

伊藤委員 宇都木さんが言っているように、その事業が、人が動かしているものだったら、今、言ったように90%ぐらい行っているものもあるかもしれないし、あとは交通費で終わりというものもある。

久塚座長 事業によるということですね。

新宿区の場合に、時間当たりの単価というのは、いろいろ申請書を出すときに、決めているのですか。1時間幾らじゃないとだめというか、積算基礎を決めているのですか。

事務局 ちなみに、協働推進基金の助成については、講師等の報償費については、時間単価1万円を上限とすると決めております。それ以上の講師を呼んではいけないということではなくて、経費として助成で支出する部分については、報償費について規定をしております。実際に携わるボランティアとか、そういう方については特に金額というのは定めていません。

久塚座長 トンネルというか、スルーしないように、科学研究費による補助金のような場合も、1時間1,000円ぐらいを上限としてアルバイトを使うのが目安などのような基準があるのではと思うのですが、それは特にないわけですか。

事務局 助成の仕組みの中で、特段規定しているというものはありません。

久塚座長 それでは事業によりますので、特に構成割合がどうこうということを意識しないで、先ほど質疑の中で事務局あるいは委員のみんなの考えているところに合わせるような、事業に関する人件費という用途がわかるような文言を、区の中でできる表現方法を使いながらやってもらうということで、よろしいですか。

いいですか。

では、鈴木さんから出されたご意見についての審議はこれで終わりますけれども、そのほかにこの1号から3号の様式まで、特に3号は来年度の第1回目の会議で、これを整理していくという、まだレベルのものなのですが、ご意見があれば、お出しをいただきたいと思っておりますけれども。

もう一度議論していただく機会がありますが……。

小原委員 この企画書の下段のほうの「協働の必要性」というものと、それから「提案事業の緊急性・重要性」という項目は、これは提案するほうがこういう項目で書いてもいいのですが、どちらかというとなら緊急性とか重要性というのは、審査する側が判断する部分かなという気がするのと、あと協働の必要性というのも、協働というのをすごく理解している団体と、何だかよく協働ってまだわかっていない団体とで、この書き方の手法に差が

出てしまうところがあるというのもあって、この「区の役割・責任分担」というところで何かあんにそういうものは表現されていて、それを見てこちらが協働の必要性を審査する際に判断するような気がしたのですが。提案する側に書かせるのは難しい感じがするのですが。

久塚座長 協働事業というものについての提案ですから、だから提案自体が協働というものが必要だよというふうにある程度説得できるようなものじゃないと、協働事業として提案したことにならないので、その意味では、こちら側が最終判断をやるということでもいいですが、そこをうまく表現できていないと判断のしようがない。

小原委員 協働の必要性というように書くよりは、こっちの審査基準のほうに入っている、「事業をやることによる効果」とかで書いたほうがよいのでは。「協働で事業をやることによる効果」とか、そういう書き方にしてあげたほうが書きやすいのではないかと思うのですが。

久塚座長 ですから、先ほどその審査基準の項目と様式の項目のすり合わせといいますか、その中で一緒に考えていこうというふうに思います。この記入要領のところ左側にある程度固まっているように見えますけれども、NPOの方から見たらどう見えるかというのは、それぞれあるでしょうから、ここももう少し考えてみると……。協働の必要性というのは、確かに小原委員が言うように、提案されたものについて委員会なりがこれでいいかと判断するというものでもあるのだろうけれども、やはり一緒にやるということ、行政だけではなくて、一緒にやるということはこういうことが必要ですよと、考えて提案してくるものも、姿としては見たい。そうすると必要性ということより、協働することによってどういうことが生まれるのかとか、今こんなに大変だから協働する必要があるのですという項目だと、書きやすくなるので、左側の枠のところを少し堅苦しくないような、あるいはその具体的例を示して、こういうことをご記入くださいというようなことが出てくれば書きやすくなるのではないかなと思います。ここは、もうちょっと整理をしていきましょう。

ほかに、資料3まで、よろしいですか。

あと、資料4、5などを使って、今日の議題の(2)協働事業評価制度導入についての報告書の検討ということで、事務局、お願いします。

事務局 それでは、お手元にお配りしています資料4及び資料5について、ご説明させていただきます。

資料4につきましては、先だって、前もってお話しさせていただいたシートの頭書き部分、協働事業シートの前書き部分、それからこの委員会の中で各委員が意見として出していただいた部分を網羅して、報告書案をつくりました。

皆様に事前にお送りしているものについては、冒頭の「はじめに」という部分が空白になっていましたが、この部分について久塚先生に原稿を書いていただいて、「はじめに」というところに入れさせていただきました。それ以外の内容につきましては、既に皆様にお配りしたものと変えておりません。

それから、資料5ですけれども、こちらの皆様からいただいた意見をシートに反映するような形で修正を加えました。主だった修正点については、記入欄の四角の中に、四角だけではなくて、例えば3ページの5などでは「NPOなどの事業実施者の意見」、それから「利用する側の区民の意見」、2つに分けたほうがいいとかなどの、ご意見をいただいたものを項目に分けて、反映させていただきました。それから改善すべき内容のポイント、6ページになりますけれども、項番で言うと17番、改善すべき内容のポイントの中身として、協働の仕組み、それから事業の内容、そういったものも分けたほうがいいですよというご意見をいただきましたので、そのあたりを主に修正を加えました。

それから、事業課側とNPO側の項目がアンマッチの部分がございましたので、項目が対応するような形で資料のほうを修正させていただいています。

それから評価書のほうですけれども、今までは、例えば1番「適切である」、その次は「不十分である」という形で、番号が振られていたのですが、間に「適切」と「不十分」の間があるという意見をいただいたので、「ほぼ適切」という間の項目を1つ追加させていただきました。

それから、評価書の最終ページですけれども、総合評価としまして、AからDランクまで最終評価の基準をつくりました。

それともう1つ、評価書で、今まで重要度、A、B、Cというのが振っていたのですが、中身を見ていくと、ほとんどすべてが重要な項目になりますので、重要度A、B、Cというのは削除いたしました。

主な修正点としては、以上です。

それから、シートについては事前送付できなかったのが、皆様、今日初めてシートのほうをご覧になるわけですけれども、お読みいただいて、何か気がついたことがあれば、今日この場ではなくて後日でも結構ですけれども事務局のほうにご意見いただきたいと思

ます。

久塚座長 この報告書はいつどのように、資料を確定させるのですか。

事務局 最終的には3月下旬に区長に報告書として出させていただくこととなります。

伊藤委員 今のこの評価というか、段階を踏んで、その評価を、4段階でやるのですが、そこで「不十分である」、「改善が必要」と出て、要はそのとき書く場合は、その事業が継続しているときには書けるけれども、例えば今年で終わりの事業に対して改善が必要といっても、終わってしまうのに何をいっているんだということになると思う。

不十分なり改善が必要と言われても、協働事業としては今年で終わりなのに改善が必要といったって、協働事業はないのだしということになる。

小原委員 継続するのが前提になっている。

伊藤委員 継続していればいいけれども。

事務局 各委員の議論の中で、終わる前に中間である程度評価をしたほうがいいのではないかというご意見もいただきました。その間の評価というのをどの時点で、どういう項目で評価するかということも、いろいろ考えてみたのですが、仕組みとしては非常に難しい。例えば、今回の事業提案制度のような形で動いている事業であれば、中間的に中間報告なりそういったものを制度として設けられますけれども、各事業課の中で動いている事業でそういう仕組みがないものについては、なかなかそういう準備もしていないし、これから準備をしてくださいということで、動くものについては可能ですけれども、今、既に動いているものについては、中間報告義務が特になかったりします。例えば、これから動き出す事業提案制度の中では、中間で評価する仕組みをつくるということは可能だと思います。事業提案制度で動く事業については、中間評価をやっていこうと思っていますので、それについては対応できるというふうに思っています。

久塚座長 ただ、事業提案型というよりは、その新宿区のある意味でのリーダーシップに基づく協働みたいなものは、その市民の側なり、第三者機関で常にチェックしていくということが当然のことなので、それまで入れ込むと、何としてでもやっていくということになるので、単年度事業で事業の見直しという評価を受けたところは、そのようなセクションは要らないという話になるかもしれない。だから、度重なってやっていくということが重要なのでしょね。

今、資料の5ですけど、私、資料の4の「はじめに」を書かせていただいたのですが、こういうことじゃないかなと思って書いたんですが、この文章は今、読まれると恥ずかし

いので、だめなところがあったら事務局の寺尾さんに言ってくださいということで。ディスクごと渡してありますので、どのようにでも修正してください。気持ちは、1回で終わるのではなくて、まさにその協働事業の評価制度自体を常に評価しながら継続していくということが必要なので、評価それ自体が目的というような話ではなくて、評価自体が評価の対象になる代物でもあるのだらうと思います。

あらゆるケースで評価ということにかかわったほうがいいだらうということだと思いませんけれども。

宇都木委員 以前資料でもらったのですが、協働かどうかという位置づけは別にしても、市民といろいろやっている事業がたくさんありますよね。あれでいうと、150ぐらいあるのかな。

事務局 120事業あります。

宇都木委員 だから、担当課が評価するのと、それから対象であればその一緒にやっている人、評価できる対象者がいれば、それはそれでやってもらって、少し積み上げてもらって、多分みんな65点とか70点取れるのですよ。そうでないと次はやってはいけないということになるから。だから、本当にいいかどうかというよりも、だめなやつは来年事業をやめてしまうから、あまり評価しないのかもしれないけど。

だから、そういう参加・協働の1つの事業推進の中には、こういう自己評価というのがやはり必要なのだというのが、どこかで習慣づいてきて、絶えずそういうことが行われてきて、それで事前評価とか事後評価とか、中間評価とか、いろいろやらないと、なかなか参加・協働というのは、うまく行かないという、そういう仕組みをつくっていく途中の段階だから、少し単年度であってもやってもらおうと、というふうにしてもらったらどうかと思うんですけど、大変だけれども。

事務局 それで、先だっでご説明させていただいたのが、毎年、事業の途中で協働事業進捗調査ということで、ここで上げている120事業については、シートを各事業課から上げてもらっています。当然この今のこの評価制度を使ってできる事業というのは、やはり数が限定されますので、そういった自己評価なりできる項目を設けたシートに、その協働進捗調査票を改定したいと考えています。できるだけコンパクトに、要領よく記入できるようなシートにまとめる方向で、今つくり始めたところですが、そういう形でほかの120事業の中で、この制度にのれないものについては、そういう評価の仕方を中間でしていきたいと考えています。

久塚座長 将来的には新宿区の行政全体が、その自己点検の後、その点検表に基づいて第三者評価が入っていくということまで、大学なんかやっているようにしたほうがいいと思うのですが、しばらく波風立つかもしれないけど、それは当然と言えば当然なので、その前段階ぐらいのことだろうなとは思いますがね。

この報告書と、それからチェックシートについても、今事務局から説明があって、何点が補正というか、訂正が入っていますので、今その内容について、ここがどうもというもののとか、プラスするものとかの意見はないですか。

小原委員 誤植を見つけました。

事業評価の5ページが12番と13番が と が同じです。 も も「適切に共有化されている」となっています。

事務局 のほうは、いずれも「ほぼ」を追加してください。

久塚座長 どっち側の資料ですか。

事務局 一番後のシートです。後ろから1ページめくったところの項番12、13です。

久塚座長 コピー、コピーで張りつけたということになっていますので。私どももよくやります。会議のとき、日にちだけ変えて前のままだったり。

これなどを含めて何かありましたら、これはいつまでにどうすればいいですか。

事務局 そうですね、内容を見ていただいて、今末日までにもし修正等必要な部分があれば、ご指摘いただきたいと思います。

久塚座長 そちらに振りましようか、今読んでもらうというよりは。

事務局 そうですね。

久塚座長 ではお手数ですが、この4と5については、ご議論をいただいて、それを私が事務局とそれを踏まえてつくっていくということで、複数の委員からいただいた意見が、少し衝突するというか、両方取り入れるとちょっと難しいことになるなというときには、ご相談させていただくこともあるかもしれません。それを、この4と5はもう一度委員の先生に見てもらおうというのは、これで意見をもらって、またそれで案になったものを送り返すという手続きですか。

事務局 最終的に区長に報告する前に、最終確認というので、皆様に事前にデータでお送りさせていただきたいと思っています。

久塚座長 ですから、2月の末までにご意見をいただいて、それを踏まえた最終バージョンになったものが、皆様方のところにメールで行きますので、その時点でご確認いただ

きたいと思います。

もちろん、会議が終わった後、少し時間がありますから、その間に何か見つかったらということでも結構です。

では、大きな議題の2番を終わって、3つ目の議題に入らせていただきます。

3つ目は、2の(3)「来年度の協働支援会議開催について」ということで、資料6です。事務局、お願いします。

事務局 本日が平成17年度の協働支援会議の最終回ということで、今回は18年度の第1回協働支援会議ということになるわけですが、事務局のほうとしましては、各委員につきましては引き続き、特段支障がない限り、今までの経過も含めて来年度2つの事業が新たに立ち上がりますので、継続していただきたいと考えていますが、それを前提としまして来年度の開催日程を見ていただきたいのですけれども。

一応今年度については、当初の予定では全6回ということで、今日7回目なので、1回増えているわけですが、18年度につきましては8回の開催を予定しています。

簡単に主なテーマを見ていただきたいのですが、まず第1回につきましては、例年どおり委嘱状交付式、これは17年度報告書提出というふうに書いてありますけれども、これについては3月中に提出を区長にしたいと思っています。日程等については、また調整させていただきたいと思います。

それから18年度NPO活動資金助成についてということで、基本的部分につきましては来年度のNPO活動資金助成については17年度と同様な形でやらせていただきたいと思っています。今のところ4月5日号の広報に、この活動資金助成の説明会開催の掲載を予定しています。受付等スケジュールにつきましても、ほぼ17年度と同じ日程で募集・審査を行っていききたいと思っています。

それから、次の18年度協働事業提案制度についてということで、これは先ほど申し上げた要綱とか様式とか、そういったものを最終的に第1回支援会議で決定していきたいと思っています。

第2回協働支援会議ですが、NPO活動資金助成の一次書類選考になります。それから引き続き18年度協働事業提案制度についてということで、ちょうどこのころ募集が始まる直前になりますので、事業提案制度について最終確認をさせていただきたいと思っています。

第3回協働支援会議につきましては、NPO活動資金助成の公開プレゼンテーションの

実施を予定しています。6月下旬と書かせていただいていますけれども、今のところ、6月23日金曜日を予定しております。これにつきましては、今、登録NPOのネットワークの準備会等も立ち上がっていますので、その実際に提案されるNPOの方々にも、開催日等についてはご意見を聞きたいと思っています。

第4回協働支援会議ですが、7月下旬に事業提案制度の一次書類選考を予定しております。

第5回協働支援会議は9月下旬を予定していますけれども、土、日開催をせざるを得ないのかなという気がしていますが、これもいろいろな方のご意見を聞きながら、平日にするか休日にするか決めさせていただきたいと思います。開催は一日です。土、日がどちらか一日開催です。こちらは提案の件数等によって、開催時間などの変動がありますが、一応一日で終了ということで考えています。

それから第6回協働支援会議、これはちょうどこのころ、各課の協働事業が進捗状況報告をいただき、まとめの時期になりますので、協働事業の評価、それから協働事業提案選考の結果報告というのがございます。これは事業提案制度の公開プレゼンテーションを実施した後、委員の皆様方に評価した報告書をおつくりいただいて、最終的に区長に報告いただくという仕組みで考えています。

それから第7回協働支援会議、これは協働事業提案選考結果の報告、この時期に最終的に区長に報告するということになります。それと17年度各課協働事業の評価があります。

それから第8回開催ですけれども、各課協働事業評価書の作成、それから19年度に向けての課題等について整理していきたいというふうに思っています。

ということで、以上8回の開催については、すべて予定が詰まっていますので、最低8回は開催する予定です。場合によっては、今年みたいに1回ないし2回ふえる可能性はございます。

一応18年度の日程についてはそのように考えているのと、それから第1回協働支援会議の日程ですけれども、今のところ4月7日、金曜日を予定しております。これはまた最後に、皆様のご都合を聞いて、確定したいと思っています。

開催予定については、以上です。

久塚座長 8回までですけれども、すべて余白がないというか、余裕がないことになっていますので、取りこぼしというか、次に残すようなことがあると、どうしても1回2回と増やさなければいけない。どれを見ても大変なことになりますが、協働を進めるための

重要なことですので、次年度も頑張っていたいただければということです。予定は今のところ、このような形であるということです。

特にご意見はありませんね。

今、事務局のほうからですけれども、引き続きというのはほぼ確定しているということでしたね。

事務局 よろしくお願ひしたいと思います。

小原委員 ちょっと私はかなりちょっときついなというのが1つと、来年度、NPOの助成も事業提案のほうも、かなり応募する側に幾つもかかっているような立場になると思うのですね。そういう意味で、こちらもやりづらいし、よくないし、ちょっと仕組みをつくるころまではかなりしたのですが、ここから先は仕組みをつくるというよりは、審査していくことなので、辞退することは可能なんでしょうか。

事務局 別途ご相談ということでお願ひします。

やはり行政の側としては、気をつけなければいけないことですね。そこはちょっと、どの程度どうなるかということもまだわからなくて、本人の発言ですけれども、そういうことを言ったら、「私も、私も」と、切り札に使われると困るのですが。

伊藤委員 この中に、この委員がかかっているかかかっていないかという規定もありますね、確か。それはもう最初にあるという前提でつくっているわけだから。

久塚座長 その談合にしても癒着にしても、公開とかがない中で行われることなので、透明度が高ければチャレンジしていく側と、審査員は審査員としての立場をきちっと守れるということは実際あり得るのだというのが、私の考えなんですけど。出すからというのでだめだというのではなくて、そこはちょっと考えさせていただきます。

ほかに。

非常に忙しい日程になります。先ほど自由に何でも提案しただけということが、どう影響してくるのかというのはちょっとわかりませんが、ではこれは(3)の提案で、4番目、その他ですけれども、事務局のほうから。

事務局 一応4月7日の件は、先ほど申し上げたとおり、委嘱状交付式等ございますので、できれば本日、日程を確定したいと思っておりますが、一応継続して委員を引き受けていただけるという前提で伺っているのですが、4月7日のご都合はいかがでしょうか。

小原委員 学校の入学式が。まだ、まだわからないですけど。

久塚座長 もちろん個別の事情があれば。それは当日風邪引くなんていうのはわからな

いです。ですから、小原さん、遠慮しないで……。

宇都木委員 何時ですか、予定は。

事務局 いつもどおりの時間帯。14時からと考えております。

宇都木委員 はい、わかりました。私でよかったです。

久塚座長 頑張りましょう。

宇都木委員 私でよかったですと言ったら、だめだと言っていたとしても結構ですけど。

久塚座長 よろしいですか。

今日、少し早いですけれども、特に事務局のほうから何もなければということで、閉じた後に後からこられた方だけ紹介していませんが、今日、傍聴に見えられたドイツからの研究者がいますので、皆さん方、交流を。ちょっと名刺交換なども既にさせていただいたのですが、ご紹介まだの方は自分たちのNPOや自分たちの社協がドイツに宣伝される、非常にレアなチャンスですので、アピールをしていただきたいと思います。

では、本年度大変お世話になりました。また4月以降、この枠組みをつくったものをどう実質的に動かすかということで一緒に仕事をすることになると思いますけれども、事務局の皆さん方も忙しいでしょうけれど、一緒にいい仕事を進めていきたいと思えます。

では、本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

- - 了 - -